（法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更）

第九条　法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更は、次に掲げるものとする。

一　重要な資産の譲渡及び譲受

二　鉄道施設の整備及び維持管理に要する全ての費用の負担その他の措置（旅客鉄道事業により現に提供されている地域旅客運送サービスの提供方法の改善を図るための措置（法第二十九条の三第二項第一号に掲げる措置に該当するものに限る。）を講ずるためのものに限る。）に関する地方公共団体との協定の締結

（法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法）

第九条の二　（略）

2　（略）

3　実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　（略）

二　地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業の状況

三　前号の路線等において引き続き実施する運送（次号及び第八号において「継続旅客運送」という。）の内容

四～九　（略）

（法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるもの）

第九条の三　法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるものは、次に掲げる措置の実施を促進する事業とする。

一　異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（法第二条第十三号ロ(2)に掲げるものに該当するものを除く。）

二　交通結節施設における乗降場の改善

三　旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供

四　ＩＣカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化

五　地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入

六　地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置

七　前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

（法第三条第二項第八号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項）

第九条の四　法第三条第二項第八号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（軌道運送高度化実施計画の変更の認定の申請）

第十三条　（略）

2　（略）

3　前条第三項の規定は、第一項の規定による提出について準用する。

（法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更）

第九条　法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更は、重要な資産の譲渡及び譲受とする。

（新設）

（新設）

（法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法）

第九条の二　（略）

2　（略）

3　実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　（略）

二　地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

三　前号の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（次号及び第八号において「継続旅客運送」という。）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

四～九　（略）

（法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるもの）

第九条の三　法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるものは、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（同号ホに掲げるものに該当するものを除く。）、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ＩＣカード又は二次元コードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置（同号イからヘまでに掲げるものと併せて行うものに限る。）とする。

（法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項）

第九条の四　法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（軌道運送高度化実施計画の変更の認定の申請）

第十三条　（略）

2　（略）

3　前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。